

木製治山ダム設置基準

[木製治山ダム]

1 木製治山ダムを設置する場合は、現地条件等を十分に調査し、下表のA群のすべて、かつ、B群の1つ以上、かつ、C群の1つ以上の条件を満たす場合に設置できるものとする。

但し、D群のについて、上記に関係なく設置できるものとする。

区分	設 置 条 件	備 考
A	1) 大規模な土石流の発生する可能性が低い小溪流 2) 補修や維持管理が容易な場所	必 須
B	3) 周辺が樹木で被われており日射の少ない箇所 4) 施工後比較的短期間の間に植生が活着、生育する荒廃地 5) 冷涼な気候で常に流水のある溪流	選 択 (1つ以上満たすこと)
C	6) 人家等に近くない森林地域 7) 環境保全、景観保全が重要な流域 8) 山腹工における渓間工的土留工 9) 地すべり地帯	選 択 (1つ以上満たすこと)
D	10) 災害後の応急復旧 11) 仮設として用いる場合	特 例 (単独で実施可)

2 木製治山ダム基礎の根入れ

木製治山ダム基礎の根入れ深は、治山技術基準に準じるものとするが、高さが3m程度以下の場合、下流埋戻部に栗石等による浸食防止工を施工することを条件に、0.5mまで低減できるものとする。

参考：下流浸食防止工の厚さは治山ダムにおける水叩きの厚さ（ウォータークッションのない場合）の算定式を用いると以下のとおりとなる。

$$d = 0.2 \times (0.6 \times \text{有効落差} + 3 \times \text{越流水深} - 1.0)$$

有効落差：2m、越流水深0.5mとすると $d = 0.34$ mとなる。

この値は水叩きをコンクリートで実施する場合のものであるため、木製治山ダムでは、浸食防止工を実施することを条件に、根入深を0.50m以上とした。

3 木製治山ダムの袖

木製治山ダムの袖部の突込み深は、治山技術基準に基づく数量とするが、止むを得ない場合は、必要な対策を講じることを条件に、根入深程度まで低減できるものとする。

木製治山ダム管理基準

(総則)

- 1 - 1 この管理基準は、京都府が発注する木製治山ダム工の工事に適用する。
- 1 - 2 本工事は、設計書、土木工事仕様書並びに土木工事施工管理基準によるほか、この基準により施工するものとする。

(材料)

- 2 - 1 本工事に使用する木材は、設計図書に明示された規格を使用するものとし、本工事の趣旨を十分に理解し、府内産材を使用することとする。
- 2 - 2 搬入した木材については、生産地が確認できる各種伝票（別添取扱証明書）を保存することとし、監督員による確認を受けるとともに、完成時に提出するものとする。
- 2 - 3 本工事に使用する木材は、使用するまで変質しないように保管しなければならない。また、監督員が有害な腐れ、割れ等により不相当と認める場合には、請負者は、自らの責任と費用負担により速やかに取り替えると伴に、新たに搬入する材料については、再検査（又は確認）を受けなければならない。

(施工管理基準及び規格値)

- 3 本工事における施工管理は、土木工事施工管理基準に準じ次の「木製治山ダム施工管理基準」によるものとする。

木製ダム施工管理基準		
位置	規格値	摘要
高さ	±(段数×3)mm	
延長	± 50 mm	
幅	±(本数×3)mm	(型のみ適用)

(建設副産物の処理)

- 4 本工事の施行にあたり端材、木片等の建設副産物が、極力発生しないように努めるとともに、現地において発生した建設副産物については、施工者の責任において適切に処理しなければならない。

(歩掛等調査)

- 5 基礎組立・組立・石詰の作業を行う場合は、必ず歩掛調査工を配置のうえ厳正に作業時間を調査し、別添歩掛調査表に記入のうえ提出すること。